

資料番号	4
------	---

令和7年1月17日
課名 教育委員会事務局 文化財課
担当者 課長 坂光
内線 5020

広島県重要文化財の指定について

1 概要

広島県教育委員会は、令和7年1月9日、広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第3条第1項の規定により広島県重要文化財を指定した。

2 広島県重要文化財に指定した文化財

- (1) 種別 広島県重要文化財（絵画）
- (2) 名称 がんきいんしょうへきが つけたり おさめばこ
含暉院障壁画 附 納め箱
- (3) 員数 29幅 8枚（納め箱 1合）
- (4) 時代 16世紀末（納め箱 文化11年（1814））
- (5) 所在地 福山市西町二丁目4番1号 広島県立歴史博物館（寄託）
- (6) 所有者 宗教法人佛通寺（三原市高坂町許山22）
- (7) 内容

佛通寺含暉院（三原市）の庫裡^{くり}・客殿は、小早川隆景により慶長元年～2年（1596～97）にかけて修築され、本絵画のほとんどがその修築の際に納められた襖絵と考えられる。寺伝によると「雪舟筆」とされ、現在は掛幅装 29幅及びマクリ8枚となっている。

文化11年（1814）に広島藩主・浅野齊賢^{なりかた}により調製された本絵画の納め箱の蓋裏には、襖絵を良好に保存するため襖から剥がして裏打ちを施したことや、襖の配置図などが記されており、本絵画の伝来状況が窺える。

本絵画は、これまでの調査研究により、作風や伝来状況などから雲谷等顔^{うんこくとうがん}の作品とみなされている。代々毛利氏の御用絵師を勤めた雲谷派の祖である等顔は、雪舟の画風を継承し、室町時代と近世をつなぐ水墨画の名手とされる。本絵画は、筆触の柔らかさや、淡く金泥をはいた幽遠な空間描出などに優れた画技が認められるとともに、室町時代の古様な水墨山水図の様式や、等顔が学んだ狩野派の要素も見られ、等顔の初期様式を示す作品と評価されている。

以上より、本絵画は、製作優秀であることに加え、雲谷等顔の初期作として絵画史研究上の基準作となり得ること、地方に残る16世紀末に遡る障壁画として、一連の作品がほぼ復元可能な形で伝わる貴重な作例であることから、本県の文化史及び絵画史上、特に重要である。

真体山水図（琴棋書画図）



行体山水図



花卉図（団扇形）



納め箱（蓋裏墨書 部分）



県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和7年1月9日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国 宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要 文化財	建造物	59	建造物	45		104
	絵画	11	絵画	52 (+1)		63 (+1)
	彫刻	43	彫刻	94		137
	工芸品	61	工芸品	55		116
	書跡・典籍・古文書	20	書跡・典籍・古文書	51		71
	考古資料	5	考古資料	18		23
	歴史資料	5	歴史資料	4		9
小計	204	小計	319 (+1)		523 (+1)	
重要無形文化財		0	無形文化財		2	2
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記 念 物	特別史跡・特別名勝	1				1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	2				2
	史跡	29	史跡	125		150
	名勝	7	名勝	6		13
	天然記念物	15	天然記念物	114 (-1)		129 (-1)
	小計	56	名勝天然記念物	1		1
		小計	246 (-1)		302 (-1)	
重要伝統的建造物群		4				4
合計		301	合計		639	940
国記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
国選定保存技術						2
国登録文化財	登録有形文化財(建造物)					311
	登録有形民俗文化財					1
	登録記念物					3

※1 網かけ部分が、今回報告する文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回指定・解除をした後のものである。()は変更件数。

※3 国登録有形文化財(建造物)には、答申後未告示の10件を含む。